令和3年8月

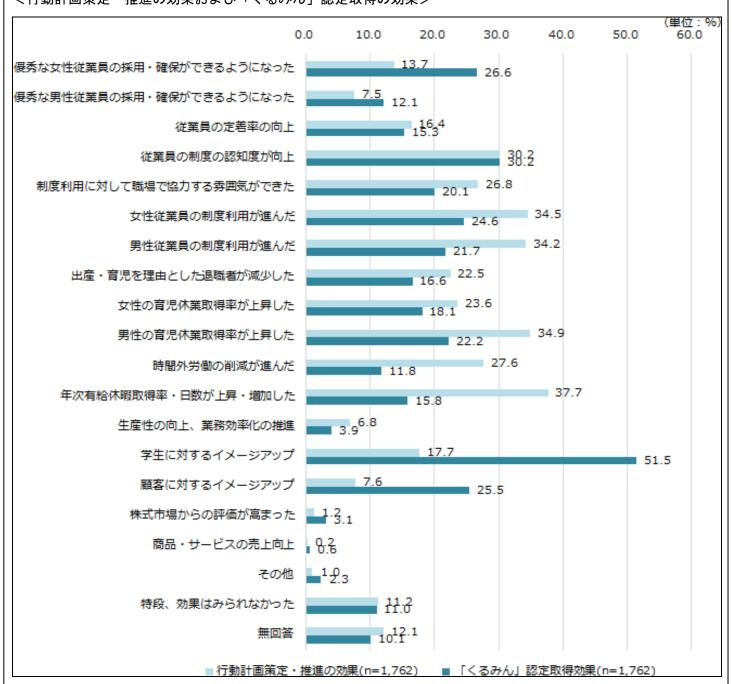
次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」)は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭および地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、国・地方公共団体・事業主、国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体および事業主の行動計画の策定など、次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めています。

次世代法は10年間(平成17年度~平成26年度)の時限立法でしたが、平成26年の法改正でさらに10年間(平成27年度~令和6年度)の延長となりました。この改正法の付則においては、施行後5年を目途として、施行状況を勘案しつつ必要な見直しを検討することとされています。今回は、その一環として実施された調査の結果をご紹介いたします。

# 次世代育成支援に関する調査結果

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課からの要請で、労働政策研究・研修機構が昨年9月から10月にかけて実施した調査では、行動計画の策定・推進の効果および「くるみん」認定の取得の効果について、次のような結果が出ています。

## < 行動計画策定・推進の効果および「くるみん」認定取得の効果>



この調査は、くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業(3,357社、1,762件回収)に対して実施されたものですが、特徴的な結果が出ています。主な点は次のとおりです。

## <行動計画策定・推進の効果(複数回答)>

1位:「年次有給休暇の取得率・取得日数が上昇・増加した」(37.7%)

2位:「男性の育児休業取得率が上昇した」(34.9%)

3位:「女性従業員の制度利用が進んだ」(34.5%)

4位:「男性従業員の制度利用が進んだ」(34.2%)

5位:「従業員の制度の認知度が向上」(30.2%)

行動計画策定・推進の効果について、行動計画に盛り込んだ数値目標を分析軸に加えてみると、女性関連の数値目標としては、「女性の育児休業取得率または人数」を掲げた企業では、「女性の育児休業取得率が上昇した」とする割合が31.1%となっています。「女性の出産前後の就業継続率または人数」を数値目標とした企業では、「出産・育児を理由とした退職者が減少した」が56.9%と高く、「女性の育児休業取得率が上昇した」(47.1%)、「女性従業員の制度利用が進んだ」(43.1%)、「年次有給休暇取得率・日数が上昇・増加した」(43.1%)なども高くなっています。

## <「くるみん」認定取得の効果(複数回答)>

1位:「学生に対するイメージアップ」(51.5%) ダントツです。

2位:「従業員の制度の認知度が向上」(30.2%)

3位:「優秀な女性従業員の採用・確保ができるようになった」(26.6%)

4位:「顧客に対するイメージアップ」(25.5%)

5位:「女性従業員の制度利用が進んだ」(24.6%)

そもそも「くるみん」認定取得の理由(複数回答)としては、「企業のイメージアップ」(79.9%)を挙げる割合がもっとも高く、次いで「女性従業員の採用・確保」(66.0%)、「従業員の定着率の向上」(55.9%)、「取組みに対する従業員の理解推進、全社員的な取組み推進」(47.3%)、「女性従業員の制度の利用推進」(40.5%)の順となっています。

それぞれの効果を比較して見ると(双方の差に着目すると)、行動計画策定・推進の効果に比べて「くるみん」 認定取得の効果の方が、「学生に対するイメージアップ」で33.8 ポイント、「顧客に対するイメージアップ」で17.9 ポイント、「優秀な女性従業員の採用・確保ができるようになった」で12.9 ポイント、高くなっています。行動 計画策定・推進の効果に比べて、「くるみん」認定取得の効果は、学生や顧客に対するイメージアップや人材確保 の面で効果を感じている状況がわかります。

一方で、「くるみん」認定取得の効果に比べて行動計画策定・推進の効果の方が、「年次有給休暇の取得率・取得日数が上昇・増加した」で 21.9 ポイント、「時間外労働の削減が進んだ」で 15.8 ポイント、「男性の育児休業取得率が上昇した」で 12.7 ポイント、「男性従業員の制度利用が進んだ」で 12.5 ポイント、高くなっています。「くるみん」認定取得がイメージアップや人材確保に効果を感じているのに対して、行動計画策定・推進は制度活用など目標達成面において効果を感じている状況がわかります。

こうした状況を踏まえて、次世代育成支援対策を進めて行きたいものです。

#### <個別相談の実施>

次世代法に関する「行動計画の策定・届出」「認定・認証の取得」などについて、ご要望をいただければ、次世代 育成支援対策推進員(特定社会保険労務士)がお伺いして個別相談にお応えいたします。お気軽にご連絡ください。 神奈川県経営者協会 TEL 045-671-7060